

石 財 政 第 1 1 9 号
平成 2 9 年 1 月 1 9 日

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 高 官 則 夫 様

石狩市長 田 岡 克 介

あいろーどパークにおける施設使用料の設定について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. あいろーどパークにおける施設使用料の設定について

「(仮称) 石狩市あいろーどパーク」を平成 30 年 4 月に開設するにあたり、道の駅等における地場製品の販売、飲食等サービス施設の貸出しに関する使用料を設定する。

石 使 審 第 8 号

平成29年1月19日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市使用料、手数料等審議会

会 長 高 宮 則 夫

あいろーどパークにおける施設使用料の設定について（答申）

平成29年1月19日付け、石財政第119号で諮問のありました標記の件については、
妥当なものと判断します。

記

1. あいろーどパークにおける施設使用料の設定について

「(仮称) 石狩市あいろーどパーク」を平成30年4月に開設するにあたり、道の駅等における地場産品の販売、飲食等サービス施設の貸出しに関する使用料を設定しようとするこの度の諮問は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定されているとともに、他の施設における使用料の状況等を勘案しており、審議会として妥当と判断します。

以上